

令和6年度報酬改定に伴う食事提供体制加算の取扱いについて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(以下「国告示」という。)において、食事提供体制加算(以下「本加算」という。)の算定要件に、以下の要件が追加されているところです。

国告示の内容(生活介護より抜粋)

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)をおおむね6月に1回記録していること。 $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$

「今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。」といった経過措置が設けられています。

ついては、留意事項通知や国のQ&Aを踏まえ、令和6年10月1日以降の茨城県における取扱いについて、下記のとおり示しますので、各事業者においては適切にご対応いただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え方

本加算の算定のための献立の作成、内容に係る茨城県の取扱いは、以下のとおりとします。

(1) 事業所・施設内の調理室を使用して調理し、提供する場合

- ア 原則、管理栄養士等を事業所に配置(雇用)し、献立の作成や内容確認等を行うこと。
- イ 同一法人内で複数事業所がある場合は、法人内に1名管理栄養士等を雇用し、その管理栄養士等が、各事業所の献立の作成や内容確認等を行うことは可能とする。
- ウ 法人外部(公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。

(2) 外部業者と委託契約を締結し、施設外で調理されたものを提供する場合

- ア 委託業者において、献立の作成や内容確認を管理栄養士等が行っていること。

2 今後の届出等

上記を踏まえ、令和6年10月1日から本加算の算定要件を満たせない場合においては、下記(1)のとおり、本加算の取下げの届出を行ってください。なお、引き続き要件を満たすため、継続して算定する場合において、届出は不要です。また、今後新たに食事提供体制加算を算定する場合は、下記(2)のとおり、対応してください。

(1) 本加算の算定要件を満たさない場合

ア 提出書類

- ・ 介護給付費介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(第5号様式)
※ 特記事項の変更後の欄に「食事提供体制加算なし」と記載してください。
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

(2) 本加算の算定要件を満たしている場合

ア 提出書類

- ・ 介護給付費介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(第5号様式)
 - ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
 - ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ※ 事業所内で調理を行う場合、事業所内で調理業務を行う職員(調理員)については、生活支援員等と区別して記載してください。
- ・ 食事提供体制加算に関する届出書(別紙ソ)

・ その他添付書類 ※栄養士に関する書類

	必要な書類	備考
事業所又は法人に管理栄養士等を配置(雇用)	管理栄養士等の資格証の写し	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表にも管理栄養士等の氏名を入れること
外部業者との委託契約	業務委託契約書の写し	業務委託先の管理栄養士等の有無については必ず確認のうえ、食事加算の届出書に記載すること

【様式のダウンロード先】

〈就労系障害福祉サービスの基本報酬及び各種加算等の届出等に関するお知らせ〉

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/01_jigyoushomuke/10_housyuukaitei.html

茨城県福祉部障害福祉課自立支援 G

TEL029-301-3354 / FAX029-301-3370

メール: shogai01@pref.ibaraki.lg.jp